



令和7年2月7日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

一般乗用旅客自動車運送事業の事業停止 及び輸送施設の使用停止処分について

標記につきまして、合名会社 山一交通 に対し、道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車運送事業の監査を実施した結果、下記のとおり、令和7年1月30日付で、一般乗用旅客自動車運送事業の事業停止及び輸送施設の使用停止の行政処分を行いましたのでお知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

- ・事業者名 合名会社 山一交通
- ・主たる事務所の位置 沖縄県南城市玉城字船越1191

2. 処分内容

- ・一般乗用旅客自動車運送事業の事業停止及び輸送施設の使用停止
当該事業者の一般乗用旅客自動車運送事業について3日の事業停止及び
335日車（9両）の車両停止。

3. 違反行為の概要

令和6年9月17日、9月20日、10月25日に当該事業者に対し特別監査を実施したところ、14件の道路運送法等関係法令に違反する事実が確認されました（行政処分等の詳細は別紙参照）。

その結果、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」（平成21年9月30日付け沖縄総合事務局長公示第61号、令和6年4月5日一部改正）（※）3. 及び4. (9)に該当することとなったことから、道路運送法第40条に基づき一般乗用旅客自動車運送事業の事業停止及び輸送施設の使用停止処分を行ったところです。

（※）沖縄総合事務局運輸部HPに掲載しています。

https://www.ogb.go.jp/unyu/gyousei/004155/unyu_gyousei_1

＜問い合わせ先＞
運輸部監査指導課 小谷・新垣
TEL 098-866-1837（直通）

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

沖縄総合事務局運輸部監査指導課

(1)	行政処分又は命令の年月日	令和7年1月30日
(2)	事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	合名会社 山一交通 沖縄県南城市玉城字船越1191
(3)	当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県南城市玉城字船越1191
(4)	行政処分又は命令の内容	事業の停止処分3日及び輸送施設の使用停止(335日車)
(5)	主な違反条項	道路運送法第15条第1項 道路運送法第27条第3項 道路運送法第30条第2項 タクシー業務適性化特別措置法第16条第1項、第2項
(6)	監査実施の端緒及び違反行為の概要	<p>沖縄県公安委員会から道路交通法第108条の34の規定により通知を受けた事を端緒として令和6年9月17日(火)・9月20日(金)・10月25日(金)に監査を実施。14件の違反が認められた。</p> <p>(1)事業計画の変更認可違反(車庫の位置、収容能力)をしていたこと。(道路運送法第15条第1項)</p> <p>(2)苦情処理記録を保存していなかったこと。 (道路運送法第27条第3項)</p> <p>(3)健康診断を受診させていなかったこと。 (道路運送法第27条第3項)</p> <p>(4)点呼を実施していなかったこと。 (道路運送法第27条第3項)</p> <p>(5)運転者台帳を作成していないものがあったこと。 (道路運送法第27条第3項)</p> <p>(6)運転者台帳の記入漏れがあったこと。 (道路運送法第27条第3項)</p> <p>(7)運転者に対する指導及び監督を実施していなかったこと。 (道路運送法第27条第3項)</p> <p>(8)適齢運転者に対する特別な指導をしていなかったこと。 (道路運送法第27条第3項)</p> <p>(9)適齢運転者に適性診断を受診させていなかったこと。 (道路運送法第27条第3項)</p> <p>(10)定期点検整備を実施していない車両があったこと。 (道路運送法第27条第3項)</p> <p>(11)整備管理者に研修を受けさせていなかったこと。 (道路運送法第27条第3項)</p> <p>(12)運行管理者に講習を受講させていなかったこと。 (道路運送法第27条第3項)</p> <p>(13)社会保険等の未加入者がいたこと。 (運送法第30条第2項)</p> <p>(14)運転者証を返納していなかったこと。 タクシー業務適性化特別措置法第16条第1項、第2項</p> <p>(15)次の①及び②のいずれにも該当した。 ① 所属する運転者が、酒気帯び運転を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった。 ② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない 公示第61号 一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準(令和6年4月5日一部改正) 4.(9)</p>
(7)	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 34点 (当該営業所) 34点